

独立行政法人北方領土問題対策協会の業務方法書の一部変更

業務方法書第 8 条第 2 項第 1 号に係る貸付利率の一部を以下により、変更をすることとしたい。

○ 変更内容

貸付利率の一部変更（4 月・10 月の定例変更）

直近月（3 月）の基準利率に併せて、当協会の貸付利率を変更

資金の種類	利率の 設定方法	基準資金の利率		当協会貸付利率	
		9 月	→ 3 月	現行	→ 変更後
事業資金	基準資金 の 80%	1.20%	→ (2 月 0.90%) (漁業近代化資金)	0.96%	→ (0.72%)
経営資金 (償還期限 1 年以内)	基準資金 の 80%	1.50%	→ (2 月 1.50%) (北海道漁業振興資金)	1.20%	→ (1.20%)
経営資金 (償還期限 1 年超 3 年以内)	基準資金 の 80%	1.65%	→ (2 月 1.60%) (日本政策金融公庫)	1.32%	→ (1.28%)
住宅資金	基準資金 の 80%	2.116%	→ (2 月 1.699%) (フラット 35)	1.69%	→ (1.35%)

貸付利率の新旧対照表

別表

1 貸付金の種類等

貸付金の種類	貸付金の用途	利率(年利)		償還期限 (据置期間を含む)
		変更後	現行	
1. 個人が営む漁業に必要な資金	(1)から(4)まで [略]	0.80%	0.96%	[略]
	(5)及び(6) [略]	0.30%	0.46%	[略]
	(7) [略]	1.20%	1.20%	1年以内
		1.28%	1.32%	1年超3年以内
	(8) [略]	0.70%	0.70%	1年以内
		0.78%	0.82%	1年超3年以内
2. 個人が営む農畜産林業に必要な資金	(1)から(4)まで [略]	0.80%	0.96%	[略]
	(5)及び(6) [略]	0.30%	0.46%	[略]
	(7) [略]	1.20%	1.20%	1年以内
		1.28%	1.32%	1年超3年以内
	(8) [略]	0.70%	0.70%	1年以内
		0.78%	0.82%	1年超3年以内
3. 個人が営む商工業及びその他の事業(漁業及び農畜産林業を除く)に必要な資金	(1)及び(2) [略]	0.80%	0.96%	[略]
	(3)及び(4) [略]	0.30%	0.46%	[略]
	(5) [略]	1.20%	1.20%	1年以内
		1.28%	1.32%	1年超3年以内
	(6) [略]	0.70%	0.70%	1年以内
		0.78%	0.82%	1年超3年以内
4. 生活に必要な資金	(1)及び(2) [略]	3.00% 据置期間中は無利息	3.00% 据置期間中は無利息	[略]
	(3) [略]	無利息	無利息	[略]
	(4) [略]	1.31%	1.69%	[略]
	(5) [略]	0.81%	1.19%	[略]

(注)業務方法書別表のうち、「貸付けの相手方」、「据置期間」および「貸付金額の限度」欄については、省略
附則

この業務方法書の変更は、主務大臣の認可のあった日から施行する。

別 表

1 貸付金の種類等

貸付金の種類	貸付金の用途	貸付けの相手方	利率（年利）	償還期限 (据置期間を含む。)	据置期間	貸付金額の限度
1. 個人が営む漁業に必要な資金	(1) 漁船の建造、取得及び改造	漁業を営む者	<u>0.80%</u>	15年以内 (木船9年・機器7年)	2年以内	1人当たり各6,000万円以内であって所要額の9割以内
	(2) 漁船用機器の設置					
	(3) 養殖施設、処理加工施設、保蔵施設又はこれらに準ずる漁業用施設の設置					
	(4) 漁具又は漁網網の購入					
	(5) 上記(1)(2)(3)の転貸	漁業協同組合	<u>0.30%</u>	15年以内 (木船9年・機器7年)	2年以内	転借人に対する貸付金相当額
	(6) 上記(4)の転貸					
	(7) 経営資金	漁業を営む者	<u>1.20%</u>	1年以内	1年以内	1人当たり800万円以内
				<u>1.28%</u>		
(8) 上記(7)の転貸	漁業協同組合	<u>0.70%</u>	1年以内	1年以内	転借人に対する貸付金相当額	
			<u>0.78%</u>			1年超3年以内
2. 個人が営む農畜産林業に必要な資金	(1) 農地又は牧野の取得、改良及び造成	農畜産業を営む者	<u>0.80%</u>	15年以内	2年以内	1人当たり各3,500万円以内であって所要額の9割以内
	(2) 農舎、畜舎、温室、ふ卵育すう施設又はこれらに準ずる農畜産業用施設の設置					
	(3) 家畜又は家きんの購入	農畜産林業を営む者	7年以内	1年以内		
	(4) 農畜産林業用機具の購入					
	(5) 上記(1)(2)の転貸	農業協同組合、漁業協同組合、森林組合	<u>0.30%</u>	15年以内	2年以内	転借人に対する貸付金相当額
	(6) 上記(3)(4)の転貸			7年以内	1年以内	
	(7) 経営資金	農畜産林業を営む者	<u>1.20%</u>	1年以内	1年以内	1人当たり800万円以内
				<u>1.28%</u>		
(8) 上記(7)の転貸	農業協同組合、漁業協同組合、森林組合	<u>0.70%</u>	1年以内	1年以内	転借人に対する貸付金相当額	
			<u>0.78%</u>			1年超3年以内
3. 個人が営む商工業及びその他の事業（漁業及び農畜産林業を除く）に必要な資金	(1) 工場用建物、店舗、事務所、事業所又は倉庫の設置	商工業その他の事業を営む者	<u>0.80%</u>	15年以内	2年以内	1人当たり各3,000万円以内であって所要額の9割以内
	(2) 車両、機械若しくは器具の購入又は事業用設備の設置			7年以内	1年以内	
	(3) 上記(1)の転貸	水産加工業協同組合、事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、商工組合、環境衛生同業組合、漁業協同組合、農業協同組合	<u>0.30%</u>	15年以内	2年以内	転借人に対する貸付金相当額
	(4) 上記(2)の転貸			7年以内	1年以内	
	(5) 経営資金	商工業その他の事業を営む者	<u>1.20%</u>	1年以内	1年以内	1人当たり800万円以内
				<u>1.28%</u>		
(6) 上記(5)の転貸	水産加工業協同組合、事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、商工組合、環境衛生同業組合、漁業協同組合、農業協同組合	<u>0.70%</u>	1年以内	1年以内	転借人に対する貸付金相当額	
			<u>0.78%</u>			1年超3年以内

貸付金の種類	貸付金の用途	貸付けの相手方	利率（年利）	償還期限 (据置期間を含む。)	据置期間	貸付金額の限度
4. 生活に必要な資金	(1) 更生資金 協会が定める資金	協会が特に必要と認める者	3% 据置期間中は無利息	6年以内	1年以内	1人当たり120万円以内 ただし、特に必要と認められる場合は250万円以内
	5年以内			6ヵ月以内	1人当たり70万円以内	
	(3) 高等学校及び大学在学者の修学資金		無利息	卒業後20年以内	卒業後6ヵ月	1人当たり年額高校生にあつては31万8千円以内、大学生にあつては63万円以内
	(4) 住宅資金 増改築又は補修に要する資金、新築住宅の建設・購入資金、中古住宅の購入資金及びこれらに附随して必要な土地の取得に要する資金		1.31%	30年以内	1年以内	1人当たり3,000万円以内であつて所要額の9割以内
	(5) 上記(4)の転貸	漁業協同組合、農業協同組合 信用協同組合	0.81%	30年以内	1年以内	転借人に対する貸付金相当額

2 年間の貸付枠（累計）
14億円以内

基準割引率および基準貸付率等の推移

(単位:%)

年月日	財 融 投 資	基準割引率および基準貸付率	長期プライムレート	短期プライムレート	北 対 協			漁 業 化 近 代 化	政 策 公 庫 経 営	漁 業 振 興	住宅金融支援機構フラット	
					設 備	経 営						住 宅
						1年以内	1年超3年以内					
25. 4. 1					0.88	1.20	1.32	1.73		1.65		
4. 2											1.980	
4. 10	0.90		1.20						1.55			
4. 18								0.90				
5. 2											1.989	
5. 10			1.25									
5. 13	1.00							1.00	1.65			
5. 20								1.00				
6. 4											2.209	
6. 11			1.30									
6. 12	1.20								1.65			
6. 19							1.20					
7. 2											2.228	
7. 10	1.30		1.35						1.75			
7. 19							1.30			21.2.16		
8. 2										1.50	2.167	
8. 9	1.20		1.30						1.75			
8. 19							1.20					
9. 3											2.116	
9. 9			1.30									
9. 11	1.20								1.65			
9. 19							1.20					
10. 1					0.96	1.20	1.32	1.69				
10. 2											2.107	
10. 9	1.00								1.60			
10. 10			1.20									
10. 21							1.00					
11. 5											1.986	
11. 7			1.20									
11. 11									1.60			
11. 14	1.00											
11. 21							1.00					
12. 3											1.973	
12. 9			1.20									
12. 13	1.00								1.60			
12. 20							1.00					

年月日	財 融 投 資	基準割引率および基準貸付率	長期プライムレート	短期プライムレート	北 対 協			漁 業 化 近 代 化	政 策 公 庫 経 営	漁 業 振 興	住宅金融支援機構フラット	
					設 備	経 営						住 宅
						1年以内	1年超3年以内					
26. 1. 7											1.699	
1. 10			1.25									
1. 16	1.00								1.60			
1. 23								1.00				
2. 4										21.2.16	1.699	
2. 12			1.20							1.50		
2. 13	0.90								1.60			
2. 20								0.90				
3. 4											1.649	
3. 10			1.20									
3. 12	1.00								1.60			
3. 19								1.00				
(変更)					0.80	1.20	1.28	1.31				

貸付利率の設定方法について

貸付資金のうち、事業資金、経営資金、住宅資金について下記のとおり利率を設定する。

記

1. 事業資金の利率は、漁業近代化資金の「20 t 未満漁船資金」の利率の 80%の水準に設定する。

$$\begin{array}{rcccl} \text{(基準金利)} & & \text{(設定水準)} & & \text{(北対協利率)} \\ 1.00 & \times & 80\% & = & 0.80 \end{array}$$

2. 経営資金の利率のうち、償還期限 1 年以内の貸付金は、北海道の制度資金である「漁業振興資金」の利率の 80%の水準に、償還期限 1 年超 3 年以内の貸付金は、日本政策金融公庫の「経営改善貸付」の利率の 80%の水準にそれぞれ設定する。

【償還期限 1 年以内】

$$\begin{array}{rcccl} \text{(基準金利)} & & \text{(設定水準)} & & \text{(北対協利率)} \\ 1.50 & \times & 80\% & = & 1.20 \end{array}$$

【償還期限 1 年超 3 年以内】

$$\begin{array}{rcccl} \text{(基準金利)} & & \text{(設定水準)} & & \text{(北対協利率)} \\ 1.60 & \times & 80\% & = & 1.28 \end{array}$$

3. 住宅資金の利率は、住宅金融支援機構と民間金融機関の提携による証券化ローン「フラット 35」の全国平均利率の 80%の水準に設定する。

$$\begin{array}{rcccl} \text{(基準金利)} & & \text{(設定水準)} & & \text{(北対協利率)} \\ 1.649 & \times & 80\% & = & 1.31 \end{array}$$

4. 利率は概ね 6 ヶ月ごと（4 月と 10 月）に見直し、直近月の上記利率を基準に決定する。ただし、特段の事情が生じた場合は適確に対処する。

5. 上記 1～3 の算出にあたっては、小数点第 3 位以下を切り捨てするものとする。